

# 令和 7 年度 第 3 回

## 飯塚市国民健康保険事業の運営 に関する協議会

### 資料

- (1) 令和 7 年度国民健康保険特別会計決算見込み(資料 1)
- (2) 国民健康保険税税率改定に関する収支見込み資料(令和 6 年度、7 年度)(資料 2)
- (3) 国民健康保険税税率改定に関する収支見込み資料(令和 8 年度、9 年度)  
【税率据え置き試算】(資料 3-1)
- (4) 国民健康保険税税率改定に関する収支見込み資料(令和 8 年度、9 年度)  
【各税率比較】(資料 3-2)
- (5) 各推計資料(資料 3-3)
- (6) 答申書(案)(資料 4)
- (7) 令和 6 年度特定健康診査等の実績及び令和 7 年度特定健康診査等の現状について  
(資料 5)(資料 5 説明資料)

日時: 令和 8 年 1 月 22 日(木)15:00~  
場所: 飯塚市役所 7 階 第 2 委員会室

単位：千円

【国民健康保険税】

○一般被保険者 現年	1,821,781
滞縁	99,152
○退職被保険者 滞縁	409

【県支出金】

○普通交付金	9,447,435
○特別交付金	
・保険者努力支援	65,743
・特別調整交付金	137,005
・県繰入金	53,751
・特定健診等負担金	40,236
○保健事業費補助金	460

【繰入金】

○保険基盤安定事業	706,063
○未就学児均等割	5,063
○出産育児一時金等	30,667
○財政安定化支援事業	218,853
○療給等国県負担減額	70,386
○産前産後保険税	944
○職員給与費等	280,809
○基金繰入金	161,965

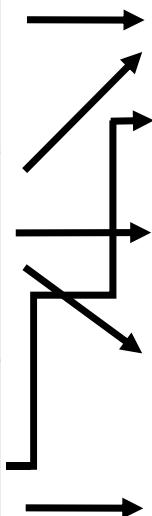
【その他】

○前年度繰越金	18,363
○諸収入等	63,078

令和7年度国民健康保険特別会計決算見込み(当初予算比較)

歳入		差引 196,083
<b>13,222,163</b>		
<b>13,026,080</b>		
国民健康保険税	1,921,342	
	1,882,789	
	差引 38,553	
県支出金	9,744,630	
	9,609,809	
	差引 134,821	
繰入金	1,474,750	
	1,474,135	
	差引 615	
その他	81,441	
	59,347	
	差引 22,094	

上段：決算見込  
下段：当初予算



歳出		差引 196,083
<b>13,222,163</b>		
<b>13,026,080</b>		
国民健康保険事業費納付金	3,166,659	
	3,166,659	
	差引 0	
保険給付費	9,538,946	
	9,404,306	
	差引 134,640	
保健事業費	130,073	
	135,425	
	差引 △5,352	
総務費	282,608	
	288,586	
	差引 △5,978	
その他	103,877	
	31,104	
	差引 72,773	

資料 1

福岡県国保特別会計に納付

【保険給付費】

○療養諸費 一般	8,070,439
○高額療養費 一般	1,398,602
○その他の給付 ・出産育児一時金	46,000
・葬祭費	6,000
○審査支払手数料	17,905

【保健事業費】

○特定健康診査事業費	103,523
○はり・きゅう施術費	3,046
○ヘルスアップ事業費	23,504

【総務費】

○総務管理費	263,373
○徴税費	18,762
○運営協議会費	473

【その他】

○基金積立金	7,439
○普通交付金等返還金	70,032
○保険税還付金	16,406
○予備費	10,000

【概要】

- 歳入13,060,198千円 - 歳出13,222,163千円=①△161,965千円（財源不足額を基金繰入金で対応）
- 歳出：保険給付費 134,640千円 増・・・当初予算見込みより一人当たり医療費の増により増額
- 歳入：県支出金 134,821千円 増・・・保険給付費財源の普通交付金が増加（139,848千円）したもの。
- 前年度繰越金 18,363千円 - 前年度の超過交付額（普通交付金等返還金）70,032千円 - ①△161,965千円=110,296千円⇒単年度收支における赤字額
- 令和6年度末基金残高798,677,933円 - 令和7年度基金取崩額161,965,000円+令和7年度基金積立額7,439,000=644,151,933円（令和7年度基金残高見込み）

## 資料2

## 国民健康保険税税率改定に関する収支見込み資料（令和6年度：決算 令和7年度：決算見込）

(単位：千円)

		税率改定時試算 (R5年度 第3回)	決 算	備 考
前年度の余剰金		61,688	20,181	⑨
令和6年度	歳出	13,297,053	12,942,405	
		3,244,719	3,244,717	税率改定時試算-決算額=2千円(本算定後)
		523,061	459,384	前年度超過交付精算額21,468千円を含む
		9,529,273	9,238,304	
	歳入	13,195,733	12,940,587	
		1,917,612	1,890,255	税率改定時試算-決算額=27,357千円
		1,779,109	1,767,642	
		9,499,012	9,282,690	超過交付金70,032千円を含む
		▲ 101,320	▲ 1,818	①
			70,032	②令和6年度超過交付
令和7年度	歳出		21,468	③令和5年度超過交付返還
		▲ 101,320	▲ 50,382	④=①-②+③ 税率改定時試算-決算額=△50,938千円
		13,050,477	13,222,163	
		3,349,198	3,166,659	税率改定時試算-決算見込額=182,539千円
	歳入	508,182	586,463	
		9,193,097	9,469,041	
		12,882,587	13,041,835	
		1,923,672	1,921,342	税率改定時試算-決算見込額=2,330千円
		1,765,818	1,673,058	基金繰入金を除く
		9,193,097	9,447,435	
2年間の決算見込み(決算剩余金)計	单年度収支(歳出-歳入)	▲ 167,890	▲ 180,328	⑤
	前年度超過交付精算額		70,032	⑥令和6年度超過交付返還
	单年度収支	▲ 167,890	▲ 110,296	⑦=⑤+⑥ (税率改定時試算-決算額=△57,594千円)
前2年間の剩余金を加味		▲ 207,522	▲ 140,497	⑩=⑧+⑨ (税率改定時試算-決算見込額=△67,025千円)

## 資料3-1

## 国民健康保険税税率改定に関する収支見込み資料(令和8・9年度:収支見込)

## 【税率据え置き試算】

(単位:千円)

		現行税率① (令和7年度第2回協議会提出)	現行税率② (本算定後)	差②-①	備考
令和6年度・令和7年度の余剰金		▲ 210,529	▲ 140,497	70,032	①
令和8年度	歳出	12,750,057	12,728,392	▲ 21,665	
	国民健康保険事業費納付金	3,174,535	3,153,266	▲ 21,269	
	保健事業費ほか	515,461	517,417	1,956	
	保険給付費(その他給付費、審査支払手数料除く)	9,060,061	9,057,709	▲ 2,352	
	歳入	12,667,447	12,726,252	58,805	
	国民健康保険税	1,901,117	1,965,546	64,429	
	公費等	1,706,269	1,724,550	18,281	
	保険給付費等交付金(普通交付金)	9,060,061	9,036,156	▲ 23,905	
	収支(歳入-歳出)	▲ 82,610	▲ 2,140	80,470	
	決算見込額(決算剩余金)	▲ 82,610	▲ 2,140	80,470	②
令和9年度	歳出	12,422,188	12,397,817	▲ 24,371	
	国民健康保険事業費納付金	3,238,343	3,216,647	▲ 21,696	令和8年度見込3,153,265,667円×伸び率1.0201
	保健事業費ほか	514,543	516,499	1,956	
	保険給付費(その他給付費、審査支払手数料除く)	8,669,302	8,664,671	▲ 4,631	
	歳入	12,194,863	12,272,951	78,088	
	国民健康保険税	1,849,031	1,913,469	64,438	
	公費等	1,676,530	1,694,811	18,281	
	保険給付費等交付金(普通交付金)	8,669,302	8,664,671	▲ 4,631	
	収支(歳入-歳出)	▲ 227,325	▲ 124,866	102,459	
	決算見込額(決算剩余金)	▲ 227,325	▲ 124,866	102,459	③
2年間の決算見込み(決算剩余金)計		▲ 309,935	▲ 127,006	182,929	②+③
前2年間の剩余金を加味		▲ 520,464	▲ 267,503	252,961	④=①+②+③
令和6年度末基金残高		798,678	798,678	0	⑤
令和9年度末基金残高見込み		278,214	531,175	252,961	⑥=④+⑤

資料3-2

国民健康保険税税率改定に関する収支見込み資料(令和8・9年度:収支見込)

【各税率比較】

【本算定後】

(単位:千円)

		現行税率①	標準保険料率②	備考
令和6年度・令和7年度の余剰金		▲ 140,497	▲ 140,497	①
令和8年度	歳出	12,728,392	12,728,392	
		国民健康保険事業費納付金 3,153,266	3,153,266	
		保健事業費ほか 517,417	517,417	
		保険給付費(その他給付費、審査支払手数料除く) 9,057,709	9,057,709	
	歳入	12,726,252	13,086,362	
		国民健康保険税 1,965,546	2,162,050	各税率で試算
		公費等 1,724,550	1,888,156	軽減に対する基盤安定の変更見込を試算
		保険給付費等交付金 (普通交付金) 9,036,156	9,036,156	
	収支(歳入-歳出)	▲ 2,140	357,970	
	決算見込額(決算剩余金)	▲ 2,140	357,970	②
令和9年度	歳出	12,397,817	12,397,817	
		国民健康保険事業費納付金 3,216,647	3,216,647	令和8年度見込3,153,265,667円×伸び率1.0201
		保健事業費ほか 516,499	516,499	
		保険給付費(その他給付費、審査支払手数料除く) 8,664,671	8,664,671	
	歳入	12,272,951	12,665,440	
		国民健康保険税 1,913,469	2,150,219	各税率で試算
		公費等 1,694,811	1,850,550	軽減に対する基盤安定の変更見込を試算
		保険給付費等交付金 (普通交付金) 8,664,671	8,664,671	
	収支(歳入-歳出)	▲ 124,866	267,623	
	決算見込額(決算剩余金)	▲ 124,866	267,623	③
2年間の決算見込み(決算剩余金)計		▲ 127,006	625,593	②+③
前2年間の剩余金を加味		▲ 267,503	485,096	④=①+②+③
令和6年度末基金残高		798,678	798,678	⑤
令和9年度末基金残高見込み		531,175	1,283,774	⑥=④+⑤

## 各推計資料

資料3-3

### 納付金の推計

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
納付金(円)			3,281,322,824	3,463,156,302	3,479,643,570	3,339,608,970	3,354,813,900	3,350,190,828	3,244,717,133	3,166,659,000	3,153,265,667	3,216,646,307
一人当たり納付金(円/人)			117,086	126,393	128,718	124,981	130,178	136,314	139,049	141,958	147,881	157,810
前年比(一人当たり納付金)				1.0795	1.0184	0.9710	1.0416	1.0471	1.0201	1.0209	1.0417	1.0201

令和8年度については本算定額、令和9年度については、令和8年度予定額に令和3年度～令和7年度前年度比平均を乗じて推計

### 国民健康保険税試算税率

		令和7年度 ①	令和8年度 ② (現行税率)	令和8年度 ③ (標準保険料率)	②-③
基礎課税分	所得割率(%)	6.8%	6.80%	7.30%	▲0.50%
	均等割額(円)	21,000	21,000	28,111	▲ 7,111
	平等割額(円)	23,000	23,000	27,786	▲ 4,786
後期高齢者支援金分	所得割率(%)	2.80%	2.80%	2.82%	▲0.02%
	均等割額(円)	8,100	8,100	10,783	▲ 2,683
	平等割額(円)	8,800	8,800	10,658	▲ 1,858
介護納付金分	所得割率(%)	2.60%	2.60%	2.29%	0.31%
	均等割額(円)	9,100	9,100	10,510	▲ 1,410
	平等割額(円)	6,700	6,700	8,123	▲ 1,423
子ども・子育て支援金分 (令和8年度から導入)	所得割率(%)	-	0.27%	0.27%	0.00%
	均等割額(円)	-	1,082	1,082	0
	平等割額(円)	-	1,019	1,019	0

※子ども・子育て支援金分の均等割については、均等割(1,025円)と18歳以上均等割(57円)の合算を表記している。

### 1世帯当たり保険税

単位(円/世帯)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
現行税率	117,595	121,438	121,895
標準保険料率	117,595	134,555	138,237

※子ども・子育て支援金分を除く。

## (案)

令和 8 年 月 日

飯塚市長 武井政一様

飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 吉田健一

## 答申書

令和 7 年 8 月 21 日付、7 飯環医第 552 号で諮問のあった飯塚市国民健康保険税率の改正に関することについて、下記のとおり答申します。

## 記

**1 審議の結果**

国民健康保険税率については、次のとおり取り扱うことが適当であると判断します。

**(1) 国民健康保険税率について**

国民健康保険税の算定（賦課）方式については、現行の「3 方式（所得割・均等割・平等割）」を維持することとし、国民健康保険税率については、特別な事情がない限り、2 年間は現行のまま据え置くこととする。

なお、特別な事情が認められた場合については、県が算定する標準保険料率（3 方式）を参考に、国民健康保険事業費納付金の納付や国民健康保険事業の運営に支障のない税率を改めて検討することとし、その際は、被保険者の急激な負担増を招くことのないよう十分配慮すること。

また、令和 8 年度から導入される子ども・子育て支援金制度創設に伴う子ども・子育て支援金に係る納付金については、令和 8 年度から令和 10 年度までは経過措置として、段階的に拠出する金額が上昇する予定となっている。これにより、飯塚市独自での税率試算が極めて困難であることから、子ども・子育て支援金に限り、県が算定する標準保険料率（3 方式）を令和 8 年度及び 9 年度における飯塚市の保険税率として設定することとする。

**(2) 国民健康保険税率を据え置く期間等について**

前述の、「現行の国民健康保険税率を据え置く期間」とは、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。

また、「現行の国民健康保険税率」とは、令和 7 年度の飯塚市国民健康保険税率とする。

## 2 審議の経過

本協議会は令和 7 年 8 月 21 日を初回とし、全 3 回の会議を開催し、慎重に審議しました。その概要は次のとおりです。

### (1) 協議会の開催状況

回	開催月日	開催場所	審議の内容
1	8 月 21 日	飯塚市役所	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 令和 6 年度国民健康保険特別会計決算見込みについて</li><li>(2) 令和 7 年度国民健康保険特別会計当初予算について</li><li>(3) 今年度のスケジュールについて</li><li>(4) 令和 6 年度特定健康診査等の実績見込み等について</li><li>(5) その他<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保険証廃止後の経過措置及びマイナ保険証利用状況について</li><li>・ 子ども・子育て支援金について</li></ul></li></ul>
2	12 月 4 日	飯塚市役所	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 国民健康保険税の改正について</li><li>(2) 飯塚市国民健康保険の運営状況(令和 6 年度及び 7 年度)、運営の見通し(令和 8 年度及び 9 年度)及び今後のスケジュールについて</li><li>(3) 子ども子育て支援制度導入に伴う進捗について</li></ul>
3	1 月 22 日	飯塚市役所	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 令和 7 年度国民健康保険特別会計決算見込について</li><li>(2) 国民健康保険税の改正について</li><li>(3) 令和 6 年度特定健康診査等の実績及び令和 7 年度特定健康診査等の現状について</li></ul>

### (2) 答申にあたっての付帯意見

#### ① 令和 6 年度及び令和 7 年度の運営状況について

前回の飯塚市国民健康保険税の税率改正は平成 30 年度に行われていますが、このことについては、改正年度の前年度となる平成 29 年度に飯塚市長から当協議会へ諮問を受け、平成 29 年 12 月 22 日付けで答申を行っています。

その際、当協議会では、答申の中に「国民健康保険税率は、特別な事情がない限り、2 年間は据え置くことを基本とすること。」との付帯事項を付しており、結果、飯塚市国民健康保険税の税率は、平成 30 年度の改正以後 8 年目を迎える令和 7 年度まで据え置かれています。

そこで、前回の飯塚市国民健康保険税の税率据え置き以後となる、令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 年間を通じた飯塚市国民健康保険事業の運営状況について確認を行いました。

令和 6 年度の飯塚市国民健康保険特別会計における単年度の収支決算については 5,038 万 2 千円の赤字となっており、令和 7 年度における単年度の収支決算は 1 億 1,029 万 6 千円の赤字が見込まれ、2 年間を通じた本特別会計の収支は 1 億 6,067 万 8 千円の赤字の見込みとなっています。

なお、令和 5 年度の当協議会において報告された令和 6 年度及び 7 年度の飯塚市国民健康保険特別会計の収支の見込は、2 年間で 2 億 6,921 万円の赤字となっており、令和 5 年度当時の見込額から 1 億 853 万 2 千円の収支改善となっています。

令和 6 年度及び 7 年度の 2 年間を通じた収支見込額の差異については、国民健康保険事業の財政運営上の責任主体となる都道府県により決定される国民健康保険事業費納付金が、令和 5 年度当時の見込みほど大きな伸びを見せなかつたことが主な要因です。

令和 6 年度の決算時における国民健康保険給付費等準備基金の残高については、7 億 9,867 万 8 千円となっています。

## ②飯塚市国民健康保険税の税率改正に係る基本的な考え方について

飯塚市国民健康保険税の算定方式については、引き続き「3 方式(所得割・均等割・平等割)」とすることが望ましいと判断します。

また、国民健康保険事業の財政運営上の責任主体となる都道府県は、都道府県全体の保険給付費や国費、県費等の公費等を見込んだうえで、毎年、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の額や市町村標準保険料率を算定し、通知することとなっています。

県から提示される国民健康保険事業費納付金ならびに市町村標準保険料率に基づき、市が毎年国民健康保険税の税率を改正することとなれば、市民生活（保険加入者）へ与える不安や影響は大きく、国民健康保険税が保険加入者世帯の生計費に占める割合が決して低くはない現状下においては、理解が得られにくいものと思慮します。

よって、国民健康保険税は、特別な事情がない限り改正以後の 2 年間は税率を据え置くことが適当と判断します。但し、子ども・子育て支援金分については県が算定する標準保険料率を飯塚市の保険税率として設定するため例外とします。

## ③令和 8 年度国民健康保険事業費納付金等の確定通知に基づく飯塚市国民健康保険事業の運営の見通しならびに令和 8 年度以降の税率改正について

令和 8 年 1 月 8 日付で福岡県から令和 8 年度国民健康保険事業費納付金本算定額が通知されました。令和 7 年度の納付金との比較については、以下の比較表①のとおりとなっています。

併せて福岡県から通知のあった市町村標準保険料率と現行の国民健康保険税率との比較については、以下の比較表②のとおりとなっています。

本協議会においては、この令和 8 年度国民健康保険事業費納付金の本算定額に基づき、令和 8 年度の事業運営の見通しを立てるとともに、令和 9 年度の国民健康保険事業費納付金を推計し、令和 8 年度の事業運営の見通しを立て、その試算に基づく運営資金の過不足をもとに税率改正の要否を精査することとしました。

なお、精査にあたって、各年度の保険税収入については、現行の税率にて試算を行っています。

試算を行ったところ、令和 8 年度の本市の国民健康保険特別会計においては、単年度収支で 214 万円の赤字が見込まれ、同 9 年度の特別会計においても、1 億 2,486 万 6 千円の赤字となる見込となりました。

令和 7 年度を含む過去 2 年間を通じた本特別会計の収支は 1 億 4,049 万 7 千円の赤字見込みとなっており、財源の不足額は上述の財源不足額と合わせて、2 億 6,750 万 3 千円となり、この財源不足額については、国民健康保険給付費等準備基金から補てんすることで保険事業の運営は充分保持することが可能となります。

なお、国民健康保険給付費等準備基金の残高については、国等からの適当な基準等は示されておりません。

本来、特別会計の收支上、財源の不足が生じる際には、保険税収入等による歳入の増額を図り、財源の不足を補うことで歳入、歳出の均衡を保つ必要がありますが、その検討の際には保険加入者への負担増を最小限に留めることも併せて検討する必要があります。

また、今後の団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することで、被保険者の大幅な減少が見込めます。このことにより、税収、医療費の減少、納付金への影響など先の見通しが不透明な状況が数年は続くものと想定されます。更に、令和 8 年度から導入される子ども・子育て支援制度の構築に伴い、保険税増額が避けられない状況となっています。

このことを踏まえ、当協議会では検討を重ね、令和 8 年度及び 9 年度における本市の国民健康保険事業の運営資金の不足については、国民健康保険給付費等準備基金の一部を取り崩し、財源を補うことで歳入、歳出の均衡を図り、この間の税率の改正については行わないこととする旨の結論に至りました。

#### ④ 子ども・子育て支援金制度創設に伴う、令和 8 年度国民健康保険事業費納付金等の確定通知に基づく運営の見通しならびに令和 8 年度以降の税率設定について

子ども・子育て支援制度については、令和 8 年度から令和 10 年度にかけて段階的に構築することが国で定められ、その国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるため、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、新たに子ども・子育て支援金分を令和 8 年度から徴収することになりますが、令和 8 年度から令和 10 年度までは経過措置として、段階的に拠出する金額が上昇する予定となっており、飯塚市独自での税率試算は極めて困難な状況です。

また、令和9年度末の基金残高は5億3,117万5千円と見込んでおり、令和6年度末からの減少額は2億6,750万3千円となっています。財政健全化の視点からも子ども・子育て支援金分の保険税については、本制度が安定すると見込まれる経過措置が完了する令和10年度までは、県が算定する標準保険料率(3方式)を本市の税率として設定することが望ましいと判断します。

##### ⑤ 財政健全化に向けた取組について

しかしながら、全国的にみても、国民健康保険事業の運営においては、保険加入者の減少に伴う保険税収入の減少や保険加入者の高齢化、医療技術の高度化に伴う医療費の増加など今後の国民健康保険事業の財政基盤を不安定化させる要素が山積しています。

保健事業の運営には、厳しい環境下ではありますが、保険税の口座振替の推進や徴収事務を励行することで、一層収納率の向上に努め、医療費の適正化対策においては、ジェネリック医薬品の普及啓発や第三者行為求償事案の申告の普及はもとより、特定健康診査・特定保健指導をはじめ糖尿病性腎症等の重症化予防対策など将来的な医療費抑制策につなげる事業にも積極的に取り組むこと、未納対策にも取り組むこと、国県への財源確保に向けた要望活動を今後も継続することで飯塚市国民健康保険事業の健全な運営に尽力していただくよう強く要望します。

比較表①

国民健康保険事業費納付金の推移

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
納付金計	3,244,717	3,166,659	3,153,266	3,216,647
うち 子ども・子育て 支援金	—	—	64,416	65,711

※令和9年度については、推計。

比較表②

県が示す市町村標準保険料率（令和8年度）と現行の飯塚市国民健康保険税率との比較

	所得割率（%）	均等割額（円）	平等割額（円）
	※（）は本市の現行税率	※（）は本市の現行額	※（）は本市の現行額
医療分	7.30 (6.80)	28,111 (21,000)	27,786 (23,000)
後期支援金分	2.82 (2.80)	10,783 (8,100)	10,658 (8,800)
介護納付金分	2.29 (2.60)	10,510 (9,100)	8,123 (6,700)
子ども・子育て支援金分	0.27 ( - )	1,025 57 ( - )	1,019 ( - )

※子ども・子育て支援金分の均等割については、上段：均等割、下段：18歳以上均等割を表記している。

3 飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員

会長	吉田 健一
副会長	上瀧 清子
委員	脇田 法子
委員	白土 忠喜
委員	上田 明子
委員	新開 剛
委員	肘井 孝之
委員	田中 晃
委員	齊藤 正子
委員	藤浦 大介
委員	光根 正宣
委員	八尋 美希
委員	楠 元正道

## 令和 6 年度特定健康診査等の実績及び令和 7 年度特定健康診査等の現状について

### 1. 特定健康診査等の実績について

#### (1) 特定健康診査の実施状況

①令和 6 年度特定健康診査対象者数、受診者数及び受診率

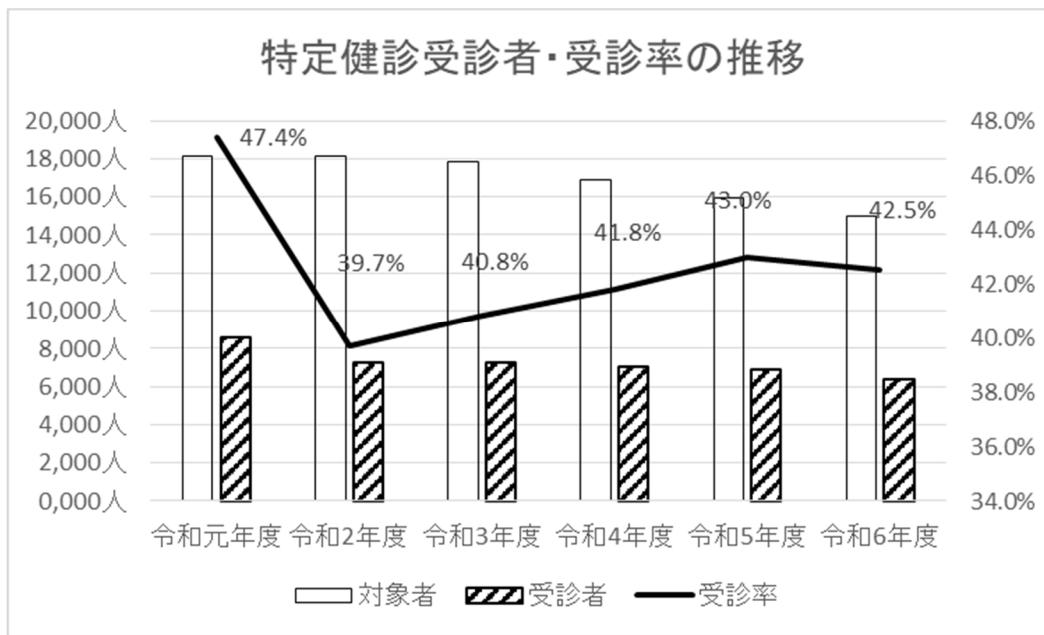
性別	対象者	受診者	受診率	構成率
男性	7,132	2,738	38.4%	47.7%
女性	7,817	3,618	46.3%	52.3%
合計	14,949	6,356	42.5%	100.0%

出典：法定報告値

#### ②受診者・受診率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者	18,163人	18,157人	17,833人	16,866人	15,951人	14,949人
受診者	8,607人	7,215人	7,270人	7,051人	6,858人	6,356人
受診率	47.4%	39.7%	40.8%	41.8%	43.0%	42.5%

出典：法定報告値

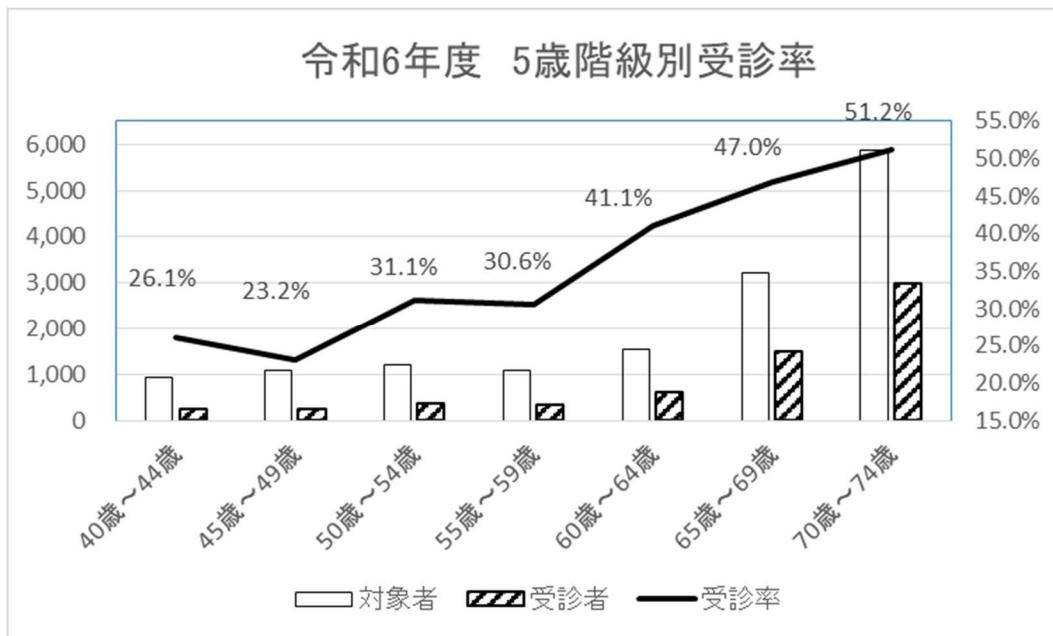


令和 6 年度特定健診受診率 42.5% (県内 60 市町村中 19 位、29 市中 3 位)

### ③5歳階級別受診率

年齢	対象者	受診者	受診率
40歳～44歳	946人	247人	26.1%
45歳～49歳	1,095人	254人	23.2%
50歳～54歳	1,203人	374人	31.1%
55歳～59歳	1,088人	333人	30.6%
60歳～64歳	1,532人	629人	41.1%
65歳～69歳	3,217人	1,512人	47.0%
70歳～74歳	5,868人	3,007人	51.2%
合計	14,949人	6,356人	42.5%

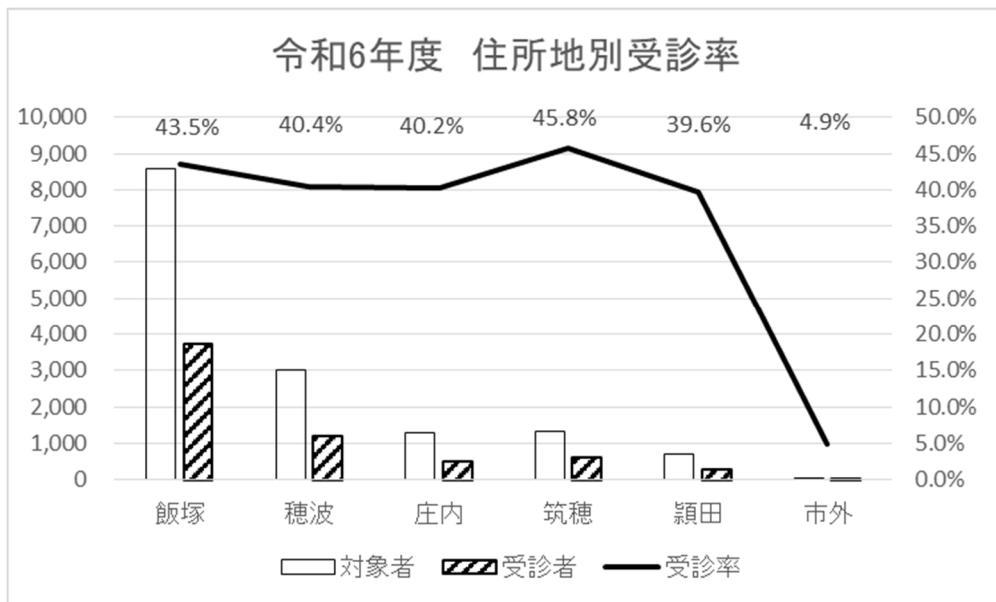
出典：法定報告値



### ④住所地別受診率

地区	対象者	受診者	受診率
飯塚	8,594人	3,740人	43.5%
穂波	3,011人	1,215人	40.4%
庄内	1,278人	514人	40.2%
筑穂	1,336人	612人	45.8%
顕田	689人	273人	39.6%
市外	41人	2人	4.9%
合計	14,949人	6,356人	42.5%

出典：法定報告値



## ⑤個別・集団健診等の状況

健診種別	性別	受診者	構成比
集団	男	901	14.2%
	女	989	15.6%
	小計	1,890	29.8%
個別	男	1,640	25.8%
	女	2,339	36.8%
	小計	3,979	62.6%
※1特定ドック	男	78	1.2%
	女	80	1.3%
	小計	158	2.5%
※2医療情報	男	22	0.3%
	女	9	0.1%
	小計	31	0.4%
※3結果提出	男	97	1.5%
	女	201	3.2%
	小計	298	4.7%
合計		6,356	100.0%

※1 人間ドックの検査費用の内、特定健診の検査項目に係る費用を市が負担するもの(市契約医療機関での受診に限る)

※2 医療機関が保有している検査結果データを、特定健診データとして収集するもの

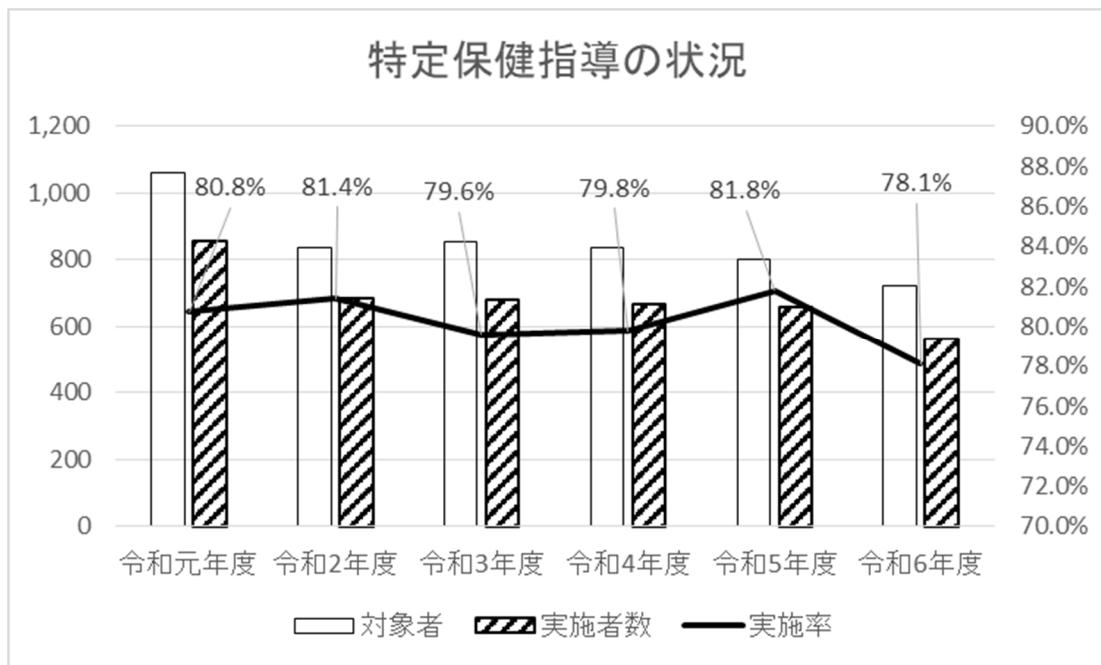
※3 事業所等で実施している健康診査結果データのうち、特定健診の項目について収集するもの

出典：法定報告値

## (2) 特定保健指導の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者	1,060	839	853	836	803	721
実施者数	856	683	679	667	657	563
実施率	80.8%	81.4%	79.6%	79.8%	81.8%	78.1%

出典：法定報告値



【参考】令和6年度特定保健指導終了率 78.1%（県内60市町村中12位、29市中6位）

## 2. 集団健診・個別健診の実施状況

### ①集団健診 会場別実施状況

健診会場	令和5年度			令和6年度		
	実施回数	受診者	1回あたり受診者	実施回数	受診者	1回あたり受診者
飯塚市役所	9回	457人	51人	9回	474人	53人
医師会検診検査センター	2回	93人	47人	1回	49人	49人
総合体育館	6回	297人	50人			
幸袋交流センター	3回	74人	25人	3回	135人	45人
二瀬交流センター	4回	170人	43人	7回	289人	41人
飯塚市保健センター						
穂波福祉総合センター	6回	244人	41人	10回	347人	35人
穂波交流センター	5回	279人	56人	4回	226人	57人
筑穂交流センター	2回	77人	39人	2回	68人	34人
庄内ハーモニー	8回	410人	51人	9回	428人	48人
サンシャインかいた	2回	86人	43人			
合計	47回	2,187人	46.6人	45回	2,016人	44.8人

出典：特定健診全受診者（内部資料）

### ②集団健診 居住地区別受診状況

健診会場	飯塚地区	穂波地区	庄内地区	筑穂地区	穎田地区	市外	総計	実施回数
飯塚市役所	348人	57人	24人	20人	25人		474人	9回
医師会検診検査センター	29人	10人	5人	3人	2人		49人	1回
幸袋交流センター	100人	13人	2人	2人	18人		135人	3回
二瀬交流センター	240人	31人	6人	4人	8人		289人	7回
穂波福祉総合センター	151人	151人	5人	38人	2人		347人	10回
穂波交流センター	77人	118人	9人	19人	3人		226人	4回
筑穂交流センター	5人	5人	0人	58人	0人		68人	2回
庄内ハーモニー	231人	24人	109人	8人	56人		428人	9回
合計	1,181人	409人	160人	152人	114人	0人	2,016人	45回

出典：特定健診全受診者（内部資料）

### ③個別健診 地区別実施医療機関

地区	飯塚地区	穂波地区	筑穂地区	庄内地区	穎田地区	嘉麻市	桂川町	総計
医療機関数	47	8	3	4	2	17	5	86

### ④個別健診 住所地別受診状況

	飯塚地区	穂波地区	庄内地区	筑穂地区	穎田地区	市外	総計
男	1,065人	338人	144人	195人	66人	1人	1,809人
女	1,510人	475人	218人	262人	87人	1人	2,553人
合計	2,575人	813人	362人	457人	153人	2人	4,362人

出典：特定健診全受診者（内部資料）

### 3. 令和7年度の事業計画と現状値

項目	令和7年度事業 計画	令和6年12月末 (令和6年度)	令和7年12月末 ※(令和7年度)	差引
特定健診 対象者数	14,869人	15,689人	15,011人	△678人
受診者数	8,921人	5,174人	4,690人	△484人
受診率	60.0%	33.0%	31.2%	△1.8ポイント
特定保健指導 対象者数	1,047人	561人	532人	△29人
特定保健指導 出現率	11.7%	10.8%	11.3%	0.5ポイント
特定保健指導 実施者 (終了者) 数	840人	120人	108人	△12人
実施期間	5月から1月まで (9か月間)	5月から1月まで (9か月間)	5月から1月まで (9か月間)	—
集団健診実施 回数	45回	47回	45回	△2回
個別健診 実施医療機関 数	86医療機関	86医療機関	86医療機関	—
料 金	500円  (非課税世帯証明書提出者・前年度受診者・ 40・50・60歳は無料)			—

※ 令和7年度分確定：令和8年10月初め

## 令和6年度特定健康診査等の実績及び令和7年度特定健康診査等の現状について

### 1 特定健康診査等の実績について

#### (1) 特定健康診査の実施状況

① 令和6年度特定健康診査対象者数、受診者数及び受診率

② 受診者・受診率の推移

令和7年10月初旬の法定報告値より。令和5年度と比べて対象者は約1000人、受診者は約500人の減少となっている。

③ 5歳階級別受診率

節目年齢を含む40～44歳、50～54歳の受診率は、45～49歳、55～59歳に比べて受診率が高い傾向がある。

④ 住所地別受診状況

筑穂地区の受診率が高い傾向がある。

⑤ 個別・集団健診等の状況

個別健診の割合が減少して、集団健診の割合が高くなっている。

#### (2) 特定保健指導の状況

令和6年度から、特定保健指導について改正があり、積極的支援についてはより支援が必要となったため、終了率が低下したと思われる。今後は、保健指導に対する動機づけを丁寧に行うとともに、評価まで支援が途切れないように電話・メール・ラインなどを活用していく。

### 2 集団健診・個別健診の実施状況

令和6年度の受診者全部について（国保に途中加入者及び年度中の喪失者を含む）

#### ① 集団健診 会場別実施状況

令和5年度は総合体育館で実施でしたが、会場の椅子にキャスターがついていて転倒の危険性が高いため、令和6年度は実施を見合わせた。また、飯塚市保健センター（穂波支所）及びサンシャインかいたは、改修工事のため実施できなかった。

※サンシャインかいたは令和7年度～再開。

週休日開催となる本庁は、集客が多い。

### 3 今年度の事業計画と現状値

令和7年度事業計画：令和7年度予算編成時の計画

令和6年12月末：令和6年度12月末の状況

令和7年12月末：令和7年度の現状値

差し引き：令和7年12月末時点で、前年同時期との差異

特定健診受診率：前年同時期より 1.8 ポイントの減

集団健診実施回数：前年度より 2 回減（55回要望したが、45回となった）

個別健診実施医療機関数：令和7年度からたけたに医院が追加、近藤医院が閉院のため削除

## 子ども子育て支援金分試算（モデルケース）

### 【前提条件】

- ・福岡県より、1月9日に示された**本算定数値**により子ども・子育て支援金分を試算した。
- ・飯塚市が福岡県へ納付する子ども子育て支援金に係る**納付金（令和8年度）は64,415,265円。**

### 〔県から示された標準保険料率〕

飯塚市標準保険料率（令和8年度）		
所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
<b>0.27</b>	<b>1,082</b>	<b>1,019</b>

均等割額 1,025円  
18歳以上均等割額 57円

### 〔飯塚市国民健康保険の本市状況〕

一般被保険者数 (人)	18歳以上の被 保険者数 (人)	18歳未満の被 保険者数 (人)	世帯数 (世帯)
21,514	19,355	2,159	14,228

### 世帯モデル試算

①大人単身世帯	Ⓐ世帯所得なし	[前提条件]	
②夫婦2人世帯（18歳以上2人）	Ⓑ世帯所得 1,000,000 円	・所得は給与所得とする。	
③子育て4人世帯（18歳未満2人、18歳以上2人）	Ⓒ世帯所得 2,000,000 円	・2人以上の世帯の場合、	
	Ⓓ世帯所得 6,000,000 円	1人の所得とする。	

世帯モデル	世帯所得	課税標準額	所得割ⓐ	均等割ⓑ	平等割ⓒ	軽減判定	(軽減) 均等割ⓓ	(軽減) 平等割ⓔ	賦課額 ⓕ	課税額
①18歳を超える 単身世帯	Ⓐ所得無し	0	0	1,082	1,019	7割軽減	757	713	631	600
	Ⓑ1,000,000	570,000	1,539	1,082	1,019	軽減なし	0	0	3,640	3,600
	Ⓒ2,000,000	1,570,000	4,239	1,082	1,019	軽減なし	0	0	6,340	6,300
	Ⓓ6,000,000	5,570,000	15,039	1,082	1,019	軽減なし	0	0	17,140	17,100
②夫婦2人世帯 (18歳以上2人)	Ⓐ所得無し	0	0	2,164	1,019	7割軽減	1,514	713	956	900
	Ⓑ1,000,000	570,000	1,539	2,164	1,019	5割軽減	1,082	509	3,131	3,100
	Ⓒ2,000,000	1,570,000	4,239	2,164	1,019	軽減なし	0	0	7,422	7,400
	Ⓓ6,000,000	5,570,000	15,039	2,164	1,019	軽減なし	0	0	18,222	18,200
③子育て4人世帯 (18歳未満2人、 18歳以上2人)	Ⓐ所得無し	0	0	2,164	1,019	7割軽減	1,514	713	956	900
	Ⓑ1,000,000	570,000	1,539	2,164	1,019	5割軽減	1,082	509	3,131	3,100
	Ⓒ2,000,000	1,570,000	4,239	2,164	1,019	2割軽減	432	203	6,787	6,700
	Ⓓ6,000,000	5,570,000	15,039	2,164	1,019	軽減なし	0	0	18,222	18,200

※18歳以下の子どもは

均等割が10割減免となる

ⓕ = Ⓛ + Ⓜ + Ⓝ - Ⓞ - Ⓟ

課税額は100円単位切捨て